長期給付係
（082）513-4959

御存知ですか？障害年金は、在職中でも支給されます

障害厚生年金は、病気やけがにより、日常生活に支障をきたすような障害状態になったときに支給される年金です。この障害厚生年金の請求は、**在職中でも退職後でも可能です。**

「障害年金に該当するのでは？」と思われた方は、まずは広島支部の長期給付係に御連絡ください。

次の３つの要件をすべて満たしていますか？

✓ 初診日が一般組合員期間中であること

初診日とは、障害の原因となった病気やけがにより、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日です。

なお、初診日が短期組合員の期間中である場合は、お近くの年金事務所（日本年金機構）に相談してください。

✓ 障害認定日において障害等級１級から３級に該当すること

障害認定日とは、原則、初診日から１年６月を経過した日です。それより前にその病気やけがが治った場合や症状が固定した場合はその日となります。

障害等級の認定基準は、日本年金機構ホームページの「国民年金・厚生年金保険　障害認定基準」を参考にしてください。身体障害者手帳等の等級とは異なりますので御注意ください。

障害認定日後に症状が重くなった場合は、後から請求できる制度（＝事後重症制度）もあります。

✓ 保険料納付要件を満たしていること

障害年金を請求するためには「初診日」の特定が必要です。
初診日がわからない場合は、医療機関に確認するなど、
御自身の病歴や受診歴等を整理することが大切です。

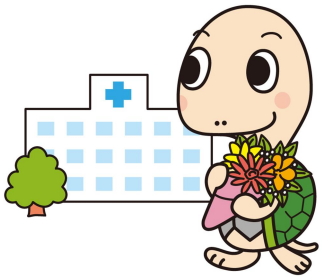

Q　事後重症制度ってなに？

病気やけがによっては、徐々に病状が進行していくものがあるため、障害認定日時点では障害等級に該当していなくても、その後の症状によって障害厚生年金を請求できる制度です。

65 歳の誕生日の前々日までに障害等級１級から３級に該当する障害状態になった場合は、「事後重症請求」により、請求月の翌月分から障害厚生年金が支給されます。

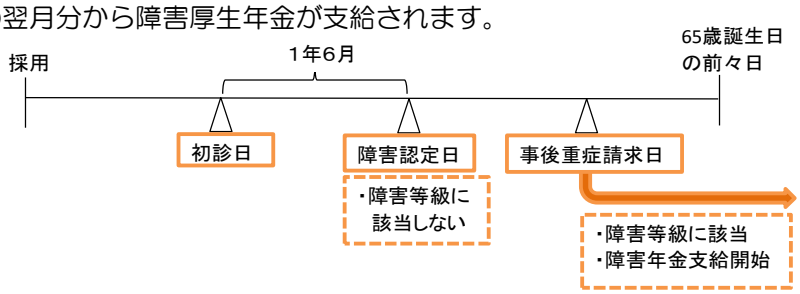

Q　請求したらすぐ認定されるの？

障害年金の請求手続は「障害程度の認定」と「障害年金の請求」の２段階です。請求書類に基づいて、障害審査医が障害程度の認定審査を行います。「障害程度の認定」まで概ね３か月から４か月程度かかり、年金証書の送付や年金の支給まで、さらに３か月程度を要します。